

鳥取縣公報

昭和十九年八月二十二日
第一千五百五十五號

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 縣令
 - 職域等ニ於ケル貯蓄擔當者ノ設置制定……………一頁
 - 縣自動車徵發事務施行細則中制定……………二頁
- 告示
 - 早害防止農用公共施設新設改良事業補助規程中改正……………四頁
 - 災害復舊耕地事業補助規程中改正……………四頁
 - 縣稅檢査章交付……………四頁
 - 縣稅檢査返納並交付……………五頁
 - 青果物（葡萄、梨）出荷計畫承認……………五頁
 - 水産業團休法施行令指定……………五頁
 - 煉製品製造業會設立委員任命……………五頁

縣令

◇鳥取縣令第五十七號

昭和十九年六月大藏省令第七十四號（職域等ニ於ケル貯蓄強力命令ニ關スル件）ニ依リ職域等貯蓄主幹設置令左ノ通定ム

昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

職域等貯蓄主幹設置令

第一條 勤務者數當時五十人以上ヲ有スル事務所、營業所、工場、事業場其ノ他之ニ準ズベキモノ（以下職域ト總稱ス）ノ事業主ハ當該職域ノ役員又ハ職員ノ中ヨリ貯蓄主幹一人ヲ選任スベシ

同一ノ事業主ガ前項ニ該當スル二以上ノ職域ヲ有スルト

キハ貯蓄主幹ノ選任ハ當該各職域ニ付之ヲ爲スベシ
第二條 知事必要アリト認ムルトキハ勤務者數常時五十人ニ滿タザル職域ノ事業主ニ對シ貯蓄主幹ヲ選任スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

第三條 事業主貯蓄主幹ヲ選任シ又ハ改任セントスルトキハ其人選ニ付豫メ知事ニ内議スベシ
第四條 貯蓄主幹ハ當該事業主ノ指示ヲ受ケ其ノ擔當事務ヲ處理スベシ

第五條 貯蓄主幹ノ擔當處理スベキ事項左ノ如シ
一 當該職域ニ於ケル貯蓄增加目標額ノ設定並ニ貯蓄計劃ニ關スルコト

二 當該職域ニ於ケル貯蓄機構ノ整備ニ關スルコト
三 貯蓄標準ノ適用並ニ源泉貯蓄ノ實施ニ關スルコト

四 法令又ハ國縣ノ指示ニ基ク各種貯蓄關係事務ノ處理ニ關スルコト
五 其ノ他當該職域ニ於ケル勤務者貯蓄増強ニ關スルコト

第六條 知事必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ其ノ職

域ノ部、課、班其ノ他單位職場毎ニ貯蓄推進者ヲ設置スベキコトヲ命ズルコトアルベシ
第七條 知事必要アリト認ムル場合ハ事業主ニ對シ貯蓄主幹ノ擔當事項ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ貯蓄主幹ノ解任ヲ命ズルコトアルベシ

第八條 勞務供給業者其ノ他之ニ準ズベキモノニシテ其ノ所屬スル勞務者數常時五十人以上ナルモノニ付ハ前各條ノ規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣令第五十八號

鳥取縣自動車徵發事務施行細則左ノ通定ム

昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣自動車徵發事務施行細則

第一條 自動車徵發事務ニ關シテハ徵發令徵發事務條例及自動車徵發事務細則(以下單ニ細則ト稱ス)ニ依ルノ外本令ニ依ルベシ

第二條 自動車所有者其ノ車輛置場所在地ニ在ラザルトキハ細則第二條ノ二第二項ノ規定ニ依ル管理人ヲ置クベシ

第三條 自動車所有者管理人ヲ定メタルトキハ其ノ住所、氏名及車輛番號其ノ他必要ナル事項ヲ速ニ車輛置場所在地ノ市町村長ヲ經テ知事ニ届出ツベシ
前項ノ管理人ニ異動ヲ生ジタルトキハ亦同シ

第四條 市町村長前條ノ規定ニ依ル届書ヲ受理シタルトキハ自動車臺帳ヲ整備シ速ニ警察署長ヲ經テ知事ニ進達スベシ

第五條 警察署長ハ管内(市ノ區域ヲ含ム)ニ車輛置場ヲ有スル自動車ニ就キ自動車臺帳ヲ備ヘ自動車ノ異動並ニ管理人ノ異動アル毎ニ加除訂正スベシ
前項ノ自動車臺帳ノ記載事項ハ細則第十五條ノ二第一項ノ規定ニ依ル自動車調査票ノ記載事項トス 但シ自動車取締令施行規則執行心得第十三條ニ依ル車輛「カード」ニ自動車調査票ノ記載事項ヲ具備シ之ニ代フルコトヲ得

第六條 知事ハ自動車事業法及自動車取締關係諸規定ニ依リ許可、認可並ニ届出ニ依ル自動車ノ異動ハ速ニ市町村

長ニ通知ス

第七條 市町村長ハ自動車臺帳ヲ毎年一回以上警察署長ノ自動車臺帳下照合整備スベシ
前項ノ照合ヲシタルトキハ自動車臺帳卷頭ニ第一號樣式ニ依ル照合表ヲ附シ照合年月日及場所ヲ記入關係者捺印スベシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
一、正當ノ事由ナクシテ第二條ノ規定ニ依ル管理人ノ設置ヲ爲サザルモノ
二、正當ノ事由ナクシテ第三條ノ規定ニ依ル届出デヲ爲サザル者

第一號樣式

自動車臺帳照合表

照合警察署市町村
年月日 場所長 印長 印 記事(不符合ノ點其ノ他參考事項ヲ記載ス)

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際自動車所有者車輛置場所在地ニ在ラザルト
キハ本令施行ノ日ヨリ十日以内ニ管理人ヲ定メ届出ツベ
シ

告示

鳥取縣告示第四百七十八號

昭和十六年一月鳥取縣告示第八十九號旱害防止費用公共施
設新設改良事業補助規程中左ノ通改正ス
昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第四條 設計書ヲ變更セントスルトキハ豫メ知事ニ届出ベ
シ

鳥取縣告示第四百七十九號

昭和十九年一月鳥取縣告示第十六號災害復舊耕地事業補助
規程中左ノ通改正ス

昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第五條 設計書ヲ變更セントスルトキハ第二號様式ニ依リ
豫メ届出ベン
第二號様式ヲ左ノ如ク改ム

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令ニ基ク

設計書別紙ノ通變更致度候條關係書類添付此段及御届候

昭和 年 月 日

住所

氏 名 宛

知 事 宛

鳥取縣告示第四百八十號

岩美地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章竝縣稅滯納者財產差
押證票ヲ左ノ通交付セリ
昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區 分	番號	交付年月日	所屬廳名	職 名	氏 名
縣稅檢査章	三〇	昭和一九、八	岩美地方事務所	書記	前田 盛廣
縣稅滯納者	三〇	同	同	同	同

鳥取縣告示第四百八十一號

東伯地方事務所管内ニ於テ縣稅檢査章及縣稅滯納者財產差
押證票ヲ左ノ通返納竝交付セリ
昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

區 分	番號	返納交付年月日	所屬廳名	職 名	氏 名
縣稅檢査章	一〇	昭和一九、八	東伯地方事務所	書記	大津 林太郎
縣稅滯納者	一〇	同	同	同	同
縣稅檢査章	一〇	昭和一九、八	同	同	同
縣稅滯納者	一〇	同	同	同	同

鳥取縣告示第四百八十二號

青果物配給統制規則第四條並第六條ノ規定ニ依リ鳥取縣農
業會ニ對シ葡萄梨ノ出荷計畫ヲ承認セリ

昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣告示第四百八十三號

水産業團体法施行令第七十三條ニ於テ準用スル同令第五條
第一項ノ規定ニ依リ左ノ事項ヲ指定セリ
昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一、地 區 鳥取縣

二、設立認可ヲ申請スベキ期限 昭和十九年九月十日

三、水産物製造業ノ種類 煉製品

鳥取縣告示第四百八十四號

水産業團体法施行令第七十三條ニ於テ準用スル同令第五條
第二項ノ規定ニ依リ左記ノ者ヲ煉製品製造業會設立委員ニ
任命セリ
昭和十九年八月二十二日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥 取 市 高 橋 久 三
同 惠 比 木 等 春

